

8 酒 税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成18年4月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

2 酒税の概要

酒類とは、アルコール分1度以上を含んでいる飲料（アルコール事業法の適用を受けるアルコールを除く。）で、原料と製造方法の差異により10種類、11品目に分類している。

種類は、清酒 合成清酒 しょうちゅう みりん ビール 果実酒類 ウイスキー類 スピリッツ類 リキュール類 雑酒である。

各酒類の基準アルコール分及び基準税額（1*k*/当たり従量税率）は次表のとおりである。

（平成15年5月1日～）

種 類	品 目	基準アルコール分等	基 準 税 額
清 酒		15 度	140,500 円
合成清酒		15 度	94,600 円
しょうちゅう	しょうちゅう甲類	25 度	248,100 円
	しょうちゅう乙類		
みりん		13.5 度	21,600 円
ビール			222,000 円
果実酒類	果実酒		70,472 円
	甘味果実酒	12 度	103,722 円
ウイスキー類	ウイスキー	40 度	409,000 円
	ブランデー		
スピリッツ類	スピリッツ	37 度	367,188 円
	原料用アルコール		
リキュール類		12 度	119,088 円
雑 酒	発泡酒	麦芽50%以上のもの	222,000 円
		麦芽25%以上50%未満のもの	178,125 円
		麦芽25%未満のもの	134,250 円
	粉末酒		320,500 円
	その他の雑酒	みりに類似するもの 13.5 度	21,600 円
		その他のもの 12 度	103,722 円

3 用語の説明

この章における用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 課税数量とは、税額決定の基礎となるべき酒類の数量をいう。
- (2) 製成数量とは、酒類の生産数量をいう。
- (3) 販売（消費）数量とは、酒類小売業者の販売数量のほか、酒類製造者及び酒類卸売業者の消費者への直売数量を含めた数量をいう。